

特別教育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

巻上げ機の運転業務の特別教育 ●講習期間／2日間 (学科1日目9:00~16:30 実技2日目9:00~14:10)

動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務に必要な特別教育です。巻上げ機（ウインチ）は、建築、土木工事など建設現場で資材等の荷上げ用に多く使われているほか、車両積載車等でも使用されています。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）
定員

講習日	令和5年4月20日(木)~4月21日(金)	30名
受付日	令和5年3月13日(月)~3月17日(金)	
講習日	令和5年12月4日(月)~12月5日(火)	30名
受付日	令和5年11月6日(月)~11月10日(金)	

講習科目

- 学科 (1)巻上げ機に関する知識（3時間）
(2)運転に必要な一般的事項に関する知識（2時間）
(3)関係法令（1時間）
- 実技 (1)巻上げ機の運転（3時間）
(2)荷掛け及び合図（1時間）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇨ 15,620円 (10%税1,420円込)
- ・一般 ⇨ 18,920円 (10%税1,720円込)

内訳 ・受講料 会員 ⇨ 14,300円
一般 ⇨ 17,600円
・テキスト代 ⇨ 1,320円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

巻き上げ機(ウインチ)の使用例

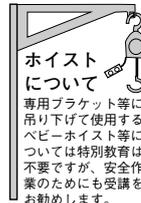


小型ウインチの例

- 建築・土木用ウインチ
工事用として使用され、瓦やソーラーパネル等の資材引き揚げに用いる
- 消防車・レッカー車用ウインチ
落下物の引き上げ、事故車の牽引等に用いる
- 車両積載車用ウインチ
車両の積み下ろし等に用いる
- 四輪駆動車用ウインチ
他車の救援、倒木等の障害物の撤去等に用いる



車両積載車



ホイストについて
専用ブラケット等に吊り下げて使用するペーヒーホイスト等については特別教育は不要ですが、安全作業のためにも受講をお勧めします。